令和７年度 宝塚市教育委員会スクールソーシャルワーカー募集案内

宝塚市教育委員会

宝塚市内の小・中学校に配置するスクールソーシャルワーカーを募集します。

１　応募資格

　　応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

1. 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者（令和７年３月末までの取得見込みを含む）
2. スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者
3. 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条（裏面参照）のいずれにも該当しない者

２　職務内容

1. 課題を抱える児童生徒に関する事案の整理
2. 校内・連携ケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング
3. 学校と関係機関・福祉部局等との円滑な連携のための連絡・調整
4. 児童生徒・保護者・教員に対する相談活動
5. 福祉的視点を生かした教職員に対する研修
6. その他、教育委員会が必要と認めるもの

３　募集人数

　　１名

４　応募の手続

　　持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| あて先 | 〒665-8665　宝塚市東洋町１番１号宝塚市教育委員会　学校教育課 |
| 受付期間 | 令和７年２月３日（月）から令和７年２月１４日（金） |
| 申込方法 | 必ず「簡易書留」で、長形３号封筒（12㎝×23.5㎝）の表側に「選考申込」と朱書きしたもので、下記提出書類に必要な事項を記入のうえ提出してください。 |
| 提出書類 | * 1. 令和７年度宝塚市スクールソーシャルワーカー応募用紙
	2. 作文
	3. 返信用封筒１通（長形３号封筒【12㎝×23.5㎝】に１１０円分の切手を貼り、住所、氏名を明記したもの）
 |

５　選考日時・場所等

1. 面接日時

令和７年２月１９日（水）　※時間については個別にご連絡いたします。

1. 会場

宝塚市役所内

1. 選考方法

書類選考（応募用紙・作文）、個人面接（１人１５分程度）

【作文課題】「小・中学校でスクールソーシャルワーカーとして取り組みたいこと」

（８００字以内、別紙様式、本人自筆）

1. 選考基準（主な評価の観点）
	* 1. 児童生徒等の支援について、福祉的な視点から学校と関係機関とをコーディネートし、ケース会議等を通じて、教職員等へ適切なアドバイスができるか。
		2. 教育問題に造詣が深く、親身になって教職員、子ども、保護者の相談に積極的に応じられるか。
		3. 幅広い識見をもって主体的、自律的に活動を行いながら、教職員と密接に連携して組織的な対応を図ることができるか。

６　選考結果の通知

　　令和７年３月下旬に、受験者全員に対し結果通知書を郵送します。

７　身分及び派遣までの手続き

1. 選考の結果、合格者を非常勤嘱託特別職名簿に登録します。登録の有効期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までです。
2. 非常勤嘱託特別職名簿に登録された者のうちから小・中学校へ派遣されることが決定した者に、宝塚市教育委員会から「スクールソーシャルワーカー」を委嘱します。

８　派遣の条件等

1. 派遣期間

　令和７年４月から令和８年３月３１日までです。

1. 報償（謝礼）

　令和７年度採用者は１ヵ月あたり87,500円程度（週１程度）～175,000円程度（週２程度）の予定です。

1. 派遣時間・回数

　　　　　１日あたり４時間から６時間程度の勤務となります。

　　　　　１回２時間程度、年１２回実施のスクールソーシャルワーカー連絡会（研修・打ち合わせ・事例検討等）に

原則参加していただきます。

９　注意事項

1. 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、すべて無効となります。また、非常勤嘱託特別職名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
2. 提出書類等については、返却いたしません。
3. 返信用封筒には、住所、氏名、を記入してください。住所には、マンション名、号室、〇〇方等まで記入してください。
4. 合否についての電話照会は厳禁とします。

参考

地方公務員法第１６条

　次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　成年後見人又は被保佐人※

２　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

３　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

４　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

５　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

　※「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

＜問い合わせ先＞

　宝塚市教育委員会事務局学校教育課

　〒665-8665　宝塚市東洋町１番１号

TEL：0797-77-2028 　　FAX：0797-71-1891

　E-mail : m-takarazuka0112@city.takarazuka.lg.jp

＜問い合わせ先＞

　宝塚市教育委員会

　〒665-8665　宝塚市東洋町１番１号

TEL： 　　FAX：０７９７－７１－１８９１

　　E-mail : m-takarazuka0112@city.takarazuka.lg.jp